



武蔵村山市告示第116号

武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第5条第1項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月20日

武蔵村山市長 山崎 泰大



- 1 公の施設の名称及び所在地
武蔵村山市立温泉施設
武蔵村山市本町五丁目29番地の1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者
武蔵村山市村山温泉施設マネジメント共同企業体
東京都港区高輪四丁目23番5号品川ステーションビル4F
株式会社 a l d e n t e 代表取締役 横井 貴広
- 3 指定の期間
令和8年1月1日から令和13年3月31日まで